

行政常任委員会報告

令和 2 年 4 月 24 日（金曜日）

午前 10 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 教育委員会

- (1) 小中学校の臨時休校について
- (2) 「夕張市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」の策定について
- (3) 体育施設の命名権スポンサーの決定について

2 地域振興課

- (1) 第 2 期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略について
- (2) J R 石勝線夕張支線の鉄道関連備品の譲渡について
- (3) 第 1 3 次夕張市農業振興計画の策定について

3 税務課

- (1) 専決処分について

4 建設課

- (1) 夕張市まちづくりマスタープランの見直し及び立地適正化計画について

5 土木水道課

- (1) 令和元年度降雪状況について

6 市民課

- (1) 鹿の谷公衆便所命名権スポンサー企業の決定について
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当支給に向けた条例改正について

7 保健福祉課

- (1) 第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (2) 介護保険事業所の廃止について
- (3) 市立診療所等移転改築事業基本設計について
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策本部の取り組みについて

◎ 出席委員（7 名）

千葉 勝 君
君 島 孝 夫 君

大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席委員（０人）

【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は７名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事のほか、説明員として、課長等が出席されることになっております。

本日の委員会の進め方についてであります。通常であれば４月１日付、市の人事異動に伴う挨拶を受けてから報告事項の説明を受けていくところでありますが、先日、北海道が緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定され、重点的に感染拡大防止の対策を講じるよう要請があったことを考慮し、挨拶を取りやめ、直ちに教育委員会、地域振興課、税務課、建設課、土木水道課、市民課、保健福祉の順に報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思っております。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離をあけてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するようお願いいたします。なお、換気のため、窓を開け会議が１時間を超えた場合、室内の空気入れかえのため、15 分の休憩をとりたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【教育委員会】

（千葉委員長）

それでは、教育委員会より報告を受けて参ります。

（教育課長）

ご苦労さまです。

教育委員会からは、3 点の報告がございます。

まず、1 点目ですが、小中学校の臨時休校についてでございます。ただいま委員長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス感染の全国的な拡大を受けて、国は緊急事態宣言を発しました。4 月 16 日には、その緊急事態宣言の対象地域が北海道を含む全国都道府県に拡大をされたということでございます。これを受けて、北海道教育委員会から小中学校等の臨時休校措置を講じるよう要請があったものでございます。

まず、ゆうばり小学校及び夕張中学校ですが、記載のとおり、4 月 20 日月曜日から 5 月 6 日水曜日まで臨時休校措置といたしました。なお、この臨時休校期間中における分散型登校は、本市にあっては実施しないことと決定をしております。

次に、学校再開となる予定でございます 5 月 7 日、あるいは 8 日の登校方法ですが、別途、北海道教育委員会からの通知を踏まえ対応することとしているものでございます。

次に、その他の施設ですが、ユーパロ幼稚園、りすた図書館及びりすたの貸館業務、文化スポーツセンター、市民健康会館、ことばの教室については小中学校と同様、4 月 20 日から 5 月 6 日までの間、休業としたものでございます。

なお、保育園及び学童クラブについては、国からの要請を踏まえ、通常どおりの業務で開所しているものでございます。

次に、石炭博物館ですが、当初は 4 月 25 日土曜日にオープンを予定してございました。しかし、緊急事態宣言を受け、5 月 6 日以降となっておりますが、ご訂正をお願いいたします。5 月 7 日以降のオープンを検討しているということで、指定管理者からお話を伺っております。

1 点目は以上です。

2 点目の「夕張市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」の策定については、担当主幹よりご報告申し上げます。

（教育課主幹）

では、2 点目、「夕張市子ども・子育て支援事業計画（第二期）」の策定についてご説明申し上げます。

夕張市子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第 59 条に定める地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援についての事業計画であります「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成 27 年 3 月に平成 27 年度からの 5 年間を計画期間とする第 1 期の「夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、毎年 の 点 検 ・ 評 価 を 行 い な が ら 計 画 を 推 進 し て ま い っ た と こ ろ で ご ざ い ま す 。 5 カ 年 間 の 第 1 期 計 画 が

令和元年度で終了となるため、このたび、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする第２期の「夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定したものであります。

第２期計画の策定に当たっては、平成３０年度に実施した子ども・子育て世帯に対するアンケート調査結果や、第１期計画期間中に実施した計画の点検・評価結果等を踏まえ、子ども・子育て会議の委員会の意見聴取、パブリックコメント等の実施を経て、当年３月に策定となったところでございます。

本計画におきましては、「子どもの笑顔が輝く子育ての喜びあふれるまちゆうばり」という第１期計画の基本理念を継承し、子どもたちが、安全・安心かつ健やかに育つことができる環境となるよう、各施策につきましては、第１期計画で実施した施策を継続するとともに、人口推計を踏まえ、教育保育サービスの需要を見込み、令和３年４月開園予定の認定こども園の運営等も含めまして、必要な教育保育サービスを適切に確保するものとしたものであります。なお、事業の確保の方策につきましては、添付しております資料にて、後ほど、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、今回の計画の全文につきましては、後日、市のホームページに掲載する予定としております。

以上でございます。

(教育課長)

次に、３点目でございます。体育施設の命名権スポンサーの決定についてでございます。

夕張市平和運動公園の運営管理についてでございますが、ご承知のとおり、この間ネーミングライツを付与し、実施してきたものでございます。令和２年度においても、昨年度と同様にこれから説明いたします契約を締結したので報告するものでございます。

まず、施設命名権に関する契約先ですが、株式会社サングリン太陽園となっております。ネーミングライツの契約期間ですが、本年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間といたします。命名権料につきましては、年間１６０万、３年間で４８０万円となるものでございます。平和運動公園内の各球技場の愛称については、多目的運動広場から野球場まで記載のとおりとなっております。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

１番目の(２)その他の施設のところで伺います。

保育園及び学童クラブが通常どおりの業務ということで、学童クラブは一般的な子供たちが放課後というふうに、普段はそういう状況ですが、今回の学校の休校措置でもって長時間の勤務になっていると思うのですが、その辺の職員の待遇なんかはどのようにお考えでしょうか。

(教育課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

まず、学童クラブの扱いですが、ご指摘のとおり、放課後という定義の中で、今回は全校の一斉の臨時休業でございますので、午前中の利用についても受け付けているというところでございます。なお、学童クラブの指導員については、制度上、会計年度任用職員という位置づけをしておりますので、その会計年度任用職員に係る勤務条件等の規則に基づいて利用状況に合わせて、何というのか、ローテーションを組んで休暇をとらせるなどの措置を講じていくというものでございます。

以上です。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【地域振興課】

(千葉委員長)

それでは、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

みなさん、お疲れさまでございます。

地域振興課から3点、説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目、第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略についてご説明をさせていただければと思います。

資料の1をご覧くださいければと思います。

資料の1が資料1-1、1-2、1-3と三つに分けておりますので、ご留意いただければと思います。

では、済みません。まずは、資料1-2、地方版総合戦略の本文ですけれども、こちらの1ページ目をご覧くださいければと思います。

こちら、総合戦略の背景ですとか、流れ等について簡単にご説明をさせていただければと思います。

背景なのですけれども、急速な少子高齢化に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、国のほうで平成26年11月に「まち・ひ

と・しごと創生法」が制定されました。それとともに、同年 12 月に長期人口ビジョンと、取組の方向性をまとめた総合戦略というのを国のほうで策定しております。

また、その「まち・ひと・しごと創生法」におきましては、各市町村においても国の総合戦略を勘案しながら、地域の実情に応じた、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定をするようにということにされていることから、本市においても、平成 28 年 3 月に「夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」を策定し、5 カ年度にわたる戦略等について計画を定めたいたところでございます。

昨年度、令和元年度は総合戦略の最終年度に当たることから、地方創生の充実、強化に向けて、切れ目のない取組を続けていくため、国の第 2 期総合戦略も踏まえ、本市においても第 2 期総合戦略の策定作業を行ったところでございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページと 3 ページをご覧くださいと思います。

こちら、総合戦略の策定体制等について書いておりまして、こちら、図のとおりとなっております。「産・官・学・金・労・言・士」などの多様な主体の参画を得るなど、おのこの地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要との観点から、基本的には、各分野の民間委員等で構成する策定委員会におけるご意見等を踏まえ、総合戦略を策定し、その上で策定本部、こちらは、市長をトップとする市の幹部で構成しておりますけれども、こちらのほうで決定する流れをとったところでございます。

策定フローという 3 ページのところの下の方にもございますとおり、こちら、昨年から月 1 回のペースで計 4 回、策定委員会と策定本部、それぞれ開催しまして、パブリックコメントを行った上で、今年の 3 月末に総合戦略を策定したところでございます。

次に、総合戦略の概要について、簡単にご説明いたします。

資料の、失礼しました。総合戦略につきましては、国の方針ですとか、あと他自治体の状況、あと本市の策定委員会での議論を踏まえまして、継続は力なりという国の方針と同じく第 1 期総合戦略を基本的にはベースとしておりますけれども、市民アンケートでありますとか、委員会等での議論を踏まえ、内容の更新を行うとともに新しく観点を追加するなどの作業を行ってきたところでございます。

資料 1-3 をご覧くださいと思います。

こちらが、第 1 期の夕張市の総合戦略の検証結果報告書でございます。こちらの民間委員による検証結果でございますして、第 1 期における各事業につ

いて、その状況と課題、検証委員の意見、令和２年度以降の各事業の考え方等について、まとめた資料でございます。

28 ページ、一番最後のページですけれども、ご覧いただければと思います。

時間の都合上、ちょっと各施策の事業について述べることは、ちょっとできないのですけれども、まとめとしまして、その各施策の数値を見た場合には、その進捗が厳しいものも多く見受けられますけれども、個別の取組内容を見た場合には、数値のみではかれないもの、もう少し中長期的な視点で課題を克服しながら進めたほうがよいのではないかとというものが多く見られることから、適宜、事業の内容の見直しを行いながら、引き続き、取組を進めていくのがよいのではないかとこの意見が大勢であったことから、そのような形で第２期総合戦略の策定につなげることにしたところでございます。

続いて、資料 1-1 をご覧いただければと思います。

こちら、今回策定いたしました第２期夕張市人口ビジョン及び地方版総合戦略の概要資料となっております。

１枚おめくりいただきまして、人口ビジョンと書かれたところがございすけれども、人口ビジョンにつきましては、直近の統計情報を踏まえ、時点修正を行ったところでございます。ポイントとしましては、社人研推計の人口推計がまだ減少しているというところでございまして、それを踏まえて、第２期の人口ビジョン目標も下振れしているというところでございます。

続いて、総合戦略についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、第１期総合戦略を基本的なベースとしておりますけれども、アンケートでありますとか、委員会等での議論を踏まえ、内容の更新を行うとともに、新しく観点を追加等しております。

最後のページをご覧いただければと思います。

総合戦略では、第１期におきまして、五つの戦略の柱というのを設けておりましたけれども、第２期におきまして、基本的には第１期の五つの戦略の柱を踏襲している形としてとなっております。

ただし、委員会等のご意見ですとか、アンケート等で高齢者の、例えば高齢者の視点をというご意見が多くございましたことから、戦略 1 につきましては、第１期では、若者の定住と子育て支援というふうになっていたのですけれども、そこに高齢者の視点も追加しまして、誰もが安心して暮らせる環境づくりということを戦略の柱としております。

また、戦略 2 につきましても、第１期におきましては、新たな人の流れ・交流人口の創出となっていたのですけれども、やはり、これから関係人口という観点が非常に重要になってくるということから、「関係人口」という文

言を入れさせていただいております。戦略 3 につきましては、基本的には第 1 期のとおりとなっております。

続きまして、各戦略の柱を進めていくにあたっての個別の施策の方針でありますとか、アクションプランについてでございますけれども、こちら、右側にも、今のその資料の図の右側ですけれども、こちら基本的には第 1 期をベースにしつつも、既に終了している施策等については削除し、似たような施策等は統合したりしまして、修正等を行っているところでございます。先ほど来、申し上げたとおり、アンケートですとか、委員会等での意見を踏まえまして、今回、新たに追加したものも多くございます。例えば、この資料に載っておりますものと、戦略 1 であれば、先ほど高齢者の視点ということで、高齢者の活動の場・居場所づくりというアクションプランですとか、戦略 2 であれば、ふるさと納税を強化していこうということで、つながりを築くふるさと納税促進。また、戦略 4 であれば、小中学生の可能性を伸ばすプロジェクトの創出。戦略 5 であれば、持続可能な行政体制の構築というふうなところを、今回新たに追加しているところでございます。

資料 1 の総合戦略についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、資料の 2 をご覧いただければと思います。

こちらが J R 石勝線夕張支線の鉄道管理備品の譲渡についてという資料でございます。

こちら、昨年 3 月 31 日の J R 石勝線夕張支線の廃線に伴いまして、本市への譲渡を希望しておりました鉄道関連備品につきまして、先日 4 月 14 日、J R 北海道様より受領したところでございます。受領した備品の総数につきましては 105 点でございます、お配りしている資料の別紙につけておりますけれども、こちら、105 点の備品一覧となっております。受領した備品につきましては、全て石炭博物館に収蔵し保管することとしております。今後、その備品を活用した企画展などについて、市のほうで実施を検討して参りたいと思いますけれども、現在コロナウイルスの関連で、なかなか石炭博物館のオープンの状況も延期されているところでございますけれども、石炭博物館がオープンした際には、その一部今回いただいた備品等について、展示する予定と、まずはしているところでございます。

資料 2 については、以上でございます。

続きまして、資料の 3、第 13 次夕張市農業振興計画の概要についてご説明をさせていただきます。

こちら、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 カ年を計画期間とします第 13 次夕張市農業振興計画を策定したところでございます。資料につきましては、こちら概要のほうで説明をさせていただければと思います。

まず、第 1 の計画策定の意義の 1、夕張市農業振興計画の策定経過についてでございます。昭和 26 年に初めて夕張市農業振興計画を策定して以来、計画期間を更新しながら、新たな計画策定を重ねていたところではございますけれども、ご承知のとおり、平成 18 年に財政再生団体となってからは、市の単独事業が廃止されたため 18 年度に終了した第 11 次計画の次の計画策定を見合わせていたところでございますけれども、その後、平成 29 年度からは、企業版ふるさと納税の財源として、事業実施が可能となったという背景もございましたことから、平成 29 年度から令和元年度までの 3 カ年を計画期間としました第 12 次農業振興計画を 10 年ぶりに策定したところでございます。この第 12 次農業振興計画の計画期間が昨年の令和元年度までということで、今回、令和 2 年度からの計画ということを、改めて第 13 次計画ということで策定したところでございます。

なお、2 の第 13 次夕張市農業振興計画の策定意義にもありますとおり、本計画は夕張メロン生産を重点とする農業の振興に向けた課題に取り組むため、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 カ年の間の取組内容について定めているものでございます。

時間の都合で済みません、第 2 から第 4 の現状等につきましては、省略させていただきますが、資料のとおりとなっております。

次に、第 5、2 ページ目をご覧くださいと思います。農業振興の推進施策と事業計画についてでございますけれども、第 4 で掲げた四つの展開ごとに実施を予定しております事業計画や、推進検討すべき取組内容を記載しているところでございます。

まず、1 の夕張メロンの安定生産とブランド向上に対応する事業としまして、(1)の夕張メロン生産安定対策事業につきましては、ビニールハウスの設置でありますとか、更新、客土や暗渠排水などの長規模基盤整備に対する支援を行うものでございまして、昨年度に引き続き、企業版ふるさと納税の活用を予定しているところでございます。

次に(2)の養蜂・交配支援対策事業につきましては、メロン栽培に欠かせないミツバチを取扱う養蜂業者への支援などを通して、メロン生産者様の負担軽減を図るものでございまして、こちらも企業版ふるさと納税を活用し、新たに取組予定としております。

次に、(3)の遊休地有効利用対策事業につきましては、地力の増進とミツバチの蜜源の確保を図るため、白クローバーなどの緑肥作物を作付する際の種子でありますとか、肥料に係る経費の一部を支援するものでございます。

(4)の夕張メロン P R ポスター作成支援につきましては、もう既にポスターつくられておりますけれども、夕張メロンの更なるブランド力強化を図る

ために農協様のポスター作成費に対しまして、市のほうで補助をしているところでございます。ポスターのほうには市との連携事業ということで、ふるさと納税の促進を図るということで、申し込みページのQRコードなどもつけていただいているところでございます。その他検討事項としまして、平成30年度に40戸のメロン生産者で構成されます夕張GAP推進部会が、団体認証を取得したGAPの拡大定着や、6次産業化に向けた取組等についても検討を進める必要があるとしているところでございます。

次に、2の多様な農業担い手の育成・確保についてでございます。

(1)の雇用労働力確保対策事業につきましては、夕張市農業振興協議会が事業主体となりまして、夕張メロンの安定生産に向け夕張農業をお手伝いいただく夕張農業サポーターの募集ですとか、市営住宅を活用した雇用労働者の受け入れに向けた住環境の整備を行うものでございまして、こちらも企業版ふるさと納税の活用を予定している事業となっております。

(2)の次世代経営者等育成支援事業につきましては、夕張市農業振興協議会の部会であります地域創生部会が取組む新規就農対策などの検討活動に要する経費を支援するものであります。

(3)の農業次世代人材投資事業につきましては、45歳未満の青年新規就農者に対しまして、最長5年間、年間150万円を限度に資金を交付する国の制度となっております。

(4)経営体育成支援事業も国の制度でございますけれども、地域の担い手にあります認定農業者等が、融資を受けて農業用機械などを導入する際に、事業費の10分の3を上限に補助金を交付するものとなっております。その他、検討事項としまして、地域おこし協力隊を活用しました人材確保でありますとか、分家就農等に対する支援につきましても、引き続き検討を進めることとしております。

次に、3、農地・農村における地域活性化に対応する事業でございます。

(1)の農地・農村活性化対策事業につきましては近年、異常気象等により集中豪雨等が増えている中、生産現場における防災、減災の観点から、農地の排水性改善の取組ですとか、水路、農道といった農業施設の維持管理や修繕などの取組に対して支援を行うものでございまして、こちらも企業版ふるさと納税を活用して新たに取組む予定としております。

(2)の多面的機能支払交付金事業につきましては、通例の国の制度となっているところでございます。

その他、人・農地プランの実質化の推進が必要というところがございますけれども、担い手の高齢化が進む中、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、農地をどのように集約していくかについて、集落ごとにしっか

り話し合いを進め、農業委員会などと連携しながら、農地の集約化について、将来方針の策定を推進することとしております。

最後の4番、野生鳥獣被害への対応ですけれども、こちらにつきましては、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策事業の実施を予定しているところでございます。今、いろいろ申し上げてきましたけれども、ワードとしまして、企業版ふるさと納税の活用を予定している事業ということは、よく今申し上げましたけれども、こちらにつきましては、現在、企業様との協議を行っている最中でありまして、今後、協議が調い次第、事業化に向けて予算要求などの手続を進めていくこととしていただいております。

また、企業様との協議中でありまして、ただいまご説明申し上げた事業内容につきましては、これは現時点での検討ベースということでございまして、今後、変更となることもありますことをご承知いただければと思います。

資料3についての説明は、以上でございます。

(千葉委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

資料1-3の地方版総合戦略の検証結果報告についてお聞きをします。

10ページの「活動人口」と「関わり人口」を繋ぐ地域交流プラットフォームづくりというところの課題整理についてなのですが、「関わり人口」を増やすために事業実施上の課題として挙げられていますが、一般社団法人が安定した運用を行うための体制構築が課題だというふうに書かれています。この観光に関わるこの一般社団法人設立から1年が経過したところでありますが、この間の活動の実績がどうだったのか、また安定的運用の体制というのは、こういったことを言っているのかについて、まず伺いをします。

(地域振興課長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

こちらの資料に書かれております一般社団法人というのが、基本的に、その観光のところも含まれるのですが、基本的には、清水沢プロジェクト様というところでありまして、そういった観光のプロモーション、多分、今、本田委員がお話しになられた観光プロモーションだと思うのですが、どちらにせよ、そうした団体が、安定して、その運営を行っていくということが市にとっても非常に有益だと、我々も考えておりまして、その何といたしまして、維持管理体制は、なかなか難しいところではあるのですが、例えば、助成なんか一番わかりやすいところではあるかと思うのですが、市の財政状況を踏まえながら、こういった検討ができるかという

ことにつきまして、引き続き、ちょっと検討して参りたいと思っております。
(本田委員)

観光プロモーションだけでなく、清水沢プロジェクトも含むというようなお答えだったかと思います。そういった民間の法人様の活躍といいますか、お力もお借りをしながら関係人口を増やしていく必要があるという反省といいますか、見直しの下、第2期の計画の策定をされているかと思うのですが、この関係人口創出に関して言うと、資料1-1の30ページから31ページにかけてというところに繋がってくるのかなというふうに思うのですが、KPIに関して言うと、市内での交流イベントが年1回、都市部での交流イベントが年1回といったKPIを掲げて事業に取り組むというふうに書かれていますが、果たして、この目標設定で関係人口がどれだけ創出していけるんだろうというふうな疑問を抱くところなのですが、どのような想定でいらっしゃるのでしょうか。

(地域振興課長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

済みません。現時点では、その具体的なイベントというのは、まだ検討している段階ですので、具体的なものはないのですが、基本的に、我々としては、今現在やっています夕張ライカーズという市の事業ございまして、こちらが基本的には夕張に興味を持っていた方、その取組に興味を持っていた方がフェイスブックでいいねを押していただいて、実際に夕張に来ていただいた方について、その名刺を配るという事業なのですが、こちら、現在その取組はそこで止まっているところでございまして、今担当課としましては、もう一歩、そこから夕張に来て、引き続き、ファンになってもらうという取組に繋げていくことが非常に重要だと考えておりますので、令和2年度につきましては、夕張ライカーズを見ていただいている方から、いかに夕張に実際来ていただいて、引き続きファンになってもらうかというところに重点を置いて事業を考えていきたいと思っております。その一環として、イベントの開催とかというのも考えていきたいと思っておりますので、ちょっと現時点では具体的なものはないのですが、そこは今年度以降、引き続き検討していきたいと思っております。

あと、関係人口の関係で申し上げますと、ふるさと納税との何というのですか、マッチングといいますか、ふるさと納税をせっかくしていただいた方がただ返礼品を受け取るだけではなくて、実際に夕張に更に興味を持っていたく、更には足を運んでいただけるような仕組みについても検討していきたいと思っておりますので、このふるさと納税の強化をあわせてセットで取組んでいきたいと考えているところでございます。

(本田委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【税務課】

(千葉委員長)

次に、税務課より報告を受けて参ります。

(税務課主幹)

お疲れさまです。税務課より専決処分について説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として、令和2年4月1日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について地方自治法の規定に基づき専決処分したものであります。なお、当法の規定に基づき直近の市議会にてご報告の上、承認を求めるものであります。

主な改正内容につきましては、まず1点目に登記簿上の所有者が死亡している場合には、現に所有している者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の整備。

2点目に、調査を尽くしても固定資産の所有者の存在が不明である場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定の整備。

3点目に、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するための規定の整備。

4点目に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するための規定の整備。

5点目に、軽量な葉巻たばこの課税方式を段階的に見直すための規定の整備。

6点目に、未婚のひとり親に対応するための個人の市民税の寡婦（寡夫）控除及び非課税措置の見直しに伴う規定の整備。

7点目に、法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合に係る規定の整備。その他、法令及び条例改正に伴う条項や元号、文言の整備を行うものであります。なお、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで税務課を終わります。

【建設課】

(千葉委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

(建設課長)

建設課です。よろしくお願いいたします。

建設課から、夕張市まちづくりマスタープラン見直し及び立地適正化計画の策定についてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。まちづくりマスタープランの策定から8年が経過し、本市を取り巻く状況も変化している中で、まちの現況を的確に捉え、将来ビジョンを再確認し、コンパクトシティの推進に向けた行動指針を定めるのが今回の目的であります。

検討の内容としましては、関連計画との整理と課題の抽出、まちづくりの方針、将来都市構造の検討、課題解決の施策検討、都市機能や居住誘導区域の検討、目標地や効果の検討などを行う予定です。

次に、資料2をご覧ください。

今回、策定する立地適正化計画の位置づけですが、まちづくりマスタープランは、まちづくりにおける基本方針を定めたものでありますが、立地適正化計画はその基本方針に基づいて、主に居住や都市機能の誘導に関する区域を指定、施策などを具体的に定め、将来ビジョンの実現に向けた戦略としての意味合いを持つものであります。この計画を策定することにより、まちづくりに関する国の支援措置交付金等の活用の幅が広がるとともに、計画策定による地方債の活用などが見込まれています。

資料2、裏面をご覧ください。

マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定における体制とスケジュールであります。計画の策定にあたっては、様々な検討を行う上で、地域の関係者で合意形成を図ることを目的に、各分野の代表から成る計画策定委員会を設置いたします。

また、市民の方々から幅広く意見をいただくため、市民会議の開催と地区懇談会の開催を予定しております。これらの意見を踏まえ、課題の整理や検討、立案などを庁内で連携して行うことを目的に、計画策定幹事会を設置して、策定を進めていきたいというふうに考えております。策定スケジュールとしましては、都市構造等に関する検討を7月ころまでに行い、分野・地区

別方針、誘導区域・施設等に関する検討を 10 月ころまでに行う予定としており、市民会議や地区懇談会については、検討過程において、随時、開催して意見をお聞きしながら素案をまとめ上げて、本年 12 月末までに計画を公表したいというふうに考えております。

なお、4 月 15 日の北海道新聞に、市役所本庁舎移転と真谷地地区の市営住宅再編がマスタープランの見直しの焦点となり、方向性が示されるというような記事が掲載されていましたが、市といたしましては、財政再生計画に載っていない庁舎問題を焦点にするというわけではありません。ですが、庁舎の老朽化や耐震性の問題について、問題意識を持っているものであります。しかしながら、これまで市民生活の関連事業、当然、優先することから庁舎については、検討は進めないというものであります。今回の見直しと策定については、将来都市構造を検討することから庁舎を含めた公共施設等全体の配置のあり方を検討していくものであるというふうに考えております。しかしながら、個別具体の施設整備については適時、議会を含め市民のみなさまのご意見をお聞きしながら行っていく考えです。

また、市営住宅再編につきましても真谷地地区に限らず、全市的課題として認識をしているところであります。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

資料 2 の立地適正化計画の位置づけの裏面にありますスケジュールの中で、地区懇談会については、令和 2 年 9 月ころの開催を予定で考えていらっしゃるような書き方がありますが、これまで、いろいろな市の施策に関しての地区懇談会といいますか、市民のみなさまのところ、地域に入って、ご説明をする際に、多くの場合が本町地区だとか、清水沢、沼ノ沢、紅葉山といった南北軸に沿ったようなところでの地区懇談会の開催が多かったと思うのですが、今回、このマスタープランの見直しに繋がる立地適正化計画に関する市民のみなさまの意見をお伺いするという場がありますから、公共交通の利便性のことなども考慮して、できれば支線といいますか、南部ですとか、真谷地、楓、登川といった、なかなか公共交通機関で、夕方に南北軸まで出てくるのが難しいような地域のみなさまに対しても、ご説明を丁寧にしていただく、また声をお聞きするということが必要かと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(建設課長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

基本的に 5 地区、通常行っている地域を基本と考えていますけれども、その地区で、なかなか公共機関を使って来られないということであれば、時間帯を変えるだとか、もっと地区のほうに細かく入るだとかというのは、今後ちょっと詰めて検討していきたいというふうに考えています。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

この表ですと市議会への報告というのが、どの程度、回数を行われるのが明確ではないのですが、できるだけ細かく報告していただきたいと思うのですが、いかがですか。

(建設課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

議会への報告は、できるだけきめ細かくやりたいと考えています。ですので、いろいろな委員にかけるときの前に議会に、まずこのような形で行いたいということだったり、その後、報告等を細かくやっていきたいというふうには考えております。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【土木水道課】

(千葉委員長)

次に、土木水道課より報告を受けて参ります。

(土木水道課長)

それでは、私のほうから令和元年度降雪状況についてということで、資料 1 により報告させていただきます。

それでは、まず降雪状況につきまして、令和 2 年 4 月 15 日現在の取りまとめている資料でございます。こちらのほうの資料なのですが、令和元年シーズンの清水沢観測所での降雪量についてですが、779 センチで昨年の同時期 1,256 センチでありまして、昨年よりは 477 センチ少ない状況でありました。右側の積雪の深さ及び過年度の降雪量であります。これについてはご参照ください。

その下ですね。(2)除雪の出動回数なのですが、こちらのほうは、

全区域で 76 回、昨年と比較して 24 回少ない状況でありました。

続きまして、2 ページ目です。こちらのほうは、平成 13 年度より各月ごとの降雪量及び除雪の出動回数を取りまとめ、グラフにした資料であります。過去 19 年間で過去 6 番目に少ない観測記録でありました。ちなみになのですけれども、一番少なかったのは、平成 18 年の 631 センチでございます。除雪月の執行状況につきましてですが、現在のところ、8,510 万 4,000 円です。1 月に予備費の充用及び除雪費予算内の流用を行ったところ、無事に除雪業務を終えたところであります。

降雪状況については、以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課……。

(土木水道課長)

済みません。資料にはないのですけれども、この場をかりて、ちょっと一つ報告させていただきたいことがあります。

現在の社会全般の状況を鑑みまして、市内の他の施設と同様、滝の上公園も本来であれば、明日からオープンの予定でしたけれども、5 月 6 日まで休園という形をとらせていただいております。ただし、近隣にトイレ等利用できるところが少ないものですから、駐車場と駐車場外にあるトイレのほうは開けておくという形で、管理は今日から始めておりますので、それだけ、ちょっと口頭なのですけれども、ご報告させていただきます。

(千葉委員長)

追加の報告に対する質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課から 2 件の報告をさせていただきます。

次第をめぐっていただきまして、まず資料 1 の鹿ノ谷公衆便所命名権スポンサーの企業の決定についてでございます。

経緯につきましては、記載のとおり、平成 21 年からネーミングライツによる財源確保を図りながら地域に必要な公衆便所として、その財源を確保し

つつ継続して開設を継続してきております。命名権のスポンサー企業の概要ですけれども、企業名が日管建設株式会社でございます。契約期間は 4 月 15 日から来年の 3 月 31 日まで。トイレの開設期間でございますが、4 月 28 日から 11 月 3 日を予定しております。契約金額は 37 万円。トイレの名称ですけれども、「鹿の谷みんなのトイレ」みんなの思いを、みんなの協力で繋ぎ、これからもみんなで守っていくことから名前の由来とされております。

次に、資料 2 をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給に係る条例改正及び予算の市長専決事項についてでございます。

まず、上段の国の方針において、国保制度等は自営業・無職の方、様々な方が、就業形態の方が被保険者となっております。傷病手当につきましては任意給付ということで、市が条例で定める場合と定められております。

丸の三つ目ですけれども、このため、国保・後期高齢者医療制度において、国内の感染拡大防止の観点から被保険者の傷病手当金をいわゆる全額国が保障、補填するということで、各自治体にその条例の制定を求めるという流れが 3 月以降加速してきております。市民課の方針としましては、当初 5 月臨時市議会での条例改正及び予算案の審議を求める予定でありましたけれども、4 月 14 日に新型コロナウイルスの感染拡大に向けた緊急事態宣言が全国に拡大されたことを踏まえ、また市民への周知の最短を考えた場合、やはり、専決によって 5 月の初めの段階で市民周知をしたいということで、市長協議を調いましたので、地方自治法 179 条の規定に基づき市長専決処分をさせていただきます。

条例の改正の内容及び傷病手当の概要ですけれども、コロナウイルスの感染によって給料の支払いがされなくなり、要は収入が減った方でございます。治療に際しまして 4 日以降の休みの日から仕事復帰するまでの間の給料の 3 分の 2 を支給するというような内容となっております。後期高齢者医療制度につきましては、市を経由して広域連合に申請をする形になっておりまして、今後のスケジュールは本日の委員会報告の後、条例の公布日を定めまして、市民周知、次回、議会において専決処分の報告承認を求めることとしております。

補正予算の概要、裏面でございます。夕張市の国民健康保険の被保険者数は 2,147 名、そのうち給与所得としてカウントされている方が 998 名おりまして、その中で様々な除外要素がありますので、その 998 人の 3 分の 2 を基礎数字、665 名としております。国の指針でこの 665 人の 2% が入院、治療が必要な患者さんとなったことを想定して、その数が 13 名、国民健康保険の被保険者の給与収入の中央値が 6 万 2,247 円ですので、その 13 名を乗じ

まして 3 分の 2 で割り返しますと、53 万 9,000 円という必要額と見込んで補正予算をしております。

なお、先ほど説明したとおり、これらの支出に係る費用につきまして、国のほうから全て交付金として交付されるということを申し添えて、説明を終わらせていただきます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

1 時間経過することになりましたので、ここで、ちょっと一旦、換気のために 15 分間休憩したいと思います。

【休憩】

(千葉委員長)

では、再開いたします。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課より 4 件の報告をしたいと思います。

まず 1 点目、第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定についてということで、資料 1 をご覧ください。

計画策定の法的根拠であります。法の下、介護保険法の下、3 年を 1 期として保険給付の円滑な実施に関して、国の指針に則して定めるもので、第 8 期の指針は 6 月以降に示されることになっています。この計画の策定にあたり、高齢者生活実態調査や在宅介護実態調査をはじめ、国から調査依頼のあった五つの調査について、記載のとおり、取り組むことになっております。

なお、6 月に国から周知される予定の第 8 期計画のポイントを踏まえて、本市においては運営協議会の議論を経て、年度末には議会にお示しをする見込みでございます。

続いて、2 点目の介護保険事業所の廃止について報告いたします。

資料 2 をお開きください。

事業所名は、紅葉山の居宅介護支援事業所ふるさとで、サービスは居宅介護支援です。職員の確保が困難なため、4 月末をもって廃止となるものです。担当ケースについては、ほかの事業所に引き継がれている旨、当該事業所か

ら報告を受けてございます。

続いて、3 点目、市立診療所等移転改築事業基本設計についてということで、資料 3、A3 の表裏の用紙をご覧ください。

まず、表面です。写真というか、建物の写真が出ているほうです。右側、基本理念については基本計画、もう既にでき上がっている計画に搭載した「安心」「安全」「安定」ということを目指しています。

それから、左側のページです。施設、計画条件です。診療所は、現行どおり総合診療科を中心にした体制で病床が 19、介護施設については、併設型小規模介護医療院・定員 19 というものへの変換を図るものであります。転換する理由は、記載のとおり、市内施設サービスの実績や、今後増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズをあわせ持つ高齢者への対応を図るものでございますが、それに加えて本市の人口減少、それと医師、看護師、医療スタッフの人材の確保が難しいということ、それと介護医療院の配置基準、介護施設の役割分担、市内の介護施設のバランスなどを踏まえて指定管理者や、関係機関の意見を聞きながら市が総合的に判断したものであります。建設場所ですが、旧若菜中央小学校グラウンド部分に地下 1 階・地上 2 階建て延べ 4,480 平米の計画であります。

その下の配置計画をご覧ください。

道路と敷地の間におおよそ 3.5 メートルと高低差がありますが、取付道路を整備して高低差を有効かつ効果的に活用するものでございます。取付道路の整備により、利用者と職員の車両動線、動線が分離して安全で利用しやすいつくりになってございます。

左側をご覧ください。コンセプトは。

裏面の左側をご覧ください。左の一番上のところです。

コンセプトについては、3 点記載してありまして、1 点目の中に療養環境のよさというところと、健康寿命の延伸というワードが入っています。それと 2 点目には地域交流、3 点目にはコミュニケーションの向上、そういうものがコンセプトになってございます。

その下の断面図をご覧ください。地下 1 階には、事務室、会議室など、1 階には診療所の外来部門、待合ホールなど、2 階には病棟、介護医療院を配置する計画であります。

なお、右側の平面図、次、3 フロアの平面図には、各フロアの特徴を記載してございますのでご覧ください。ここには書いてない、スケジュールなのですが、これまでつくった基本計画においては、令和 4 年度中の完成を目指していましたが、昨今の働き方改革等により、工事業者の確保が難しく一定の工期を担保に入れた作業工程を組む必要があり、確実に老朽化も進んでご

ざいますので、確実に移転改築を実施するために改めてスケジュールを見直した結果、令和5年度の夏の完成を目指すこととなりました。

それと、ちなみに費用ですが、建設費は現在設計段階であって、機器類ですとか、内部構造ですとか、当然、未確定で詳細には確定できる段階にはありません。昨今の建築コストの高騰により建設費が計画を上回ることもしっかりと見据えて、当然ではありますが、財源の確保にしっかりと取組んで参りたいと思っております。

診療所については、以上です。

最後に、4点目、新型コロナウイルス感染症対策本部の取組ということで、資料4をご覧ください。

初めに、感染の発生ですが、既に道内の感染者は500人を超えているというふうに聞いてございます。

続いて、経過ですが、特措法が施行された後、集中対策期間が設けられ、先週には道内でも特定地域に指定されています。

次に、対策本部ですが2月28日に本部を設置して、今日まで合計8回、本部会議を開催してございます。この中で感染予防対策の徹底などを決定して庁内情報共有を図ってございます。

次に、主な感染予防対策ですが、窓口の市民対応、それと家庭訪問、職場において、記載のとおり感染予防対策を実施しているほか、市の広報誌に関連のチラシを折り込んで市民周知を図っています。

最後に、市が主催する会議・行事については、国や道の指針を鑑み市の基準を設定して、それぞれ中止や延期を決定しているほか、保健福祉課においては、乳児健診の延期を決定しています。

以上で説明を終わります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(大山委員)

会議の行事と開催基準という、具体的に紙か何かで出ていますか。

(保健福祉課長)

紙で、ペーパーでもうつくってありまして、ホームページでも掲載しています。

(大山委員)

改めてはもらえないということ。

(保健福祉課長)

後で渡します。

(事務局長)

開催基準ですか。

(保健福祉課長)

開催基準。

(事務局長)

後でお配りします。

(大山委員)

お願いします。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

各地域でマスク不足とか、消毒剤不足とか言われていますけれども、夕張市内での医療現場ですとか、一般家庭からとかそういった情報とかはあるのでしょうか。

(保健福祉課長)

医療現場については、報道を通じて、なかなか、そういう衛生材料というのは不足しているというふうに聞いていますが、市内の医療機関においては各方面からの支援が集まっています、マスクについては不足していません。一般家庭については、それぞれの事情がありますので一概には言えませんが、もちろん市内、市役所の中においても各方面からの支援がありまして、職員はマスクを徹底するように指導しています。

(熊谷委員)

例えば、ほかの町では学校に行っている子供たちに白マスクを強制するとか、そういうふうになっている地域もあるらしいのです。夕張市の場合は、民間のボランティアの方が配布したというのを、ちょっと耳にしたりはしているのですけれども、その辺は何かありますか。

(千葉委員長)

暫時休憩します。

【休憩】

(千葉委員長)

再開します。

(理事)

学校などにおける感染予防対策につきましては、今般その補正予算を設けて、計上するという事でちょっと聞いております、今のところ。まだ、ちょっと私の協議は入っていないのですけれども、ちょっとペーパーで、一覧で見た限り、そのような学校の感染予防対策という経費が組まれておりました

ので、そのところで何らかの対策が出てくるものと思っております。済みません。

(熊谷委員)

子供たちが、学校に、教室の中にいるときだとか、要するに学校の中で、5月7日以降過ごすときに、もし家庭にマスクがなかったらというものもあると思うのです。だから、学校に用意しておくとか、耳に挟んだのは、ボランティアの方たちが、子供たち向けに手づくりマスクをつくって寄贈したというのを、ちょっと耳に挟んだんですけれども、どういう状況なのか、ぜひ状況を調べて、保健福祉対策としてその辺きちんと指導すべきところはする必要があるんじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

(千葉委員長)

休憩します。

【休憩】

(千葉委員長)

再開します。

(理事)

済みません。ちょっとその学校、児童、生徒の部分につきましては、教育課とも連携をとって対応をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(熊谷委員)

ぜひよろしくお願いします。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で本日予定しておりました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員長 千葉 勝 印